

第二十九条第二項第四号中「両手操作式安全装置及び光線式安全装置の場合を除く」を「インターロックガード式安全装置及び手引き式安全装置の場合に限る」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 安全装置の種類

第二十九条第二項各号列記以外の部分中「シャ」を「シヤ」に改め、同項第七号中「にあつては、前項第六号イ」を「にあつては、前項第七号イ」に改め、同号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

ハ 開放停止型インターロックガード式安全装置、両手操作式安全装置及び光線式安全装置にあつては、前項第六号の事項

第二十九条第二項第六号中「シャ」を「シヤ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「シャ」を「シヤ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「シャ」を「シヤ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 安全装置の種類

第二十九条を第六章中第二十六条とし、第三十条を第六章中第二十七条とする。

附則に次の一項を加える。

3 第二十三条の規定にかかわらず、第一条第五号の機能を有するプレス機械の安全装置であつて手払い式のものについては、当分の間、次の各号に適合するもの限り、使用することができる。

一 次に掲げる規格に適合するプレス機械に使用するものであること。

イ スライドを作動させるための操作部を両手で操作することにより起動する構造を有するが、タイプクラッチ式のものであること。

ロ ストローク長さが四十三ミリメートル以上であつて防護板（スライドの作動中に手の安全を確保するためのものをいう。以下同じ。）の長さ（当該防護板の長さが三百ミリメートル以上のものにあつては、三百ミリメートル）以下のものであること。

ハ 毎分ストローク数が百二十以下のものであること。

ニ 手払い棒の長さ及び振幅を調節することができるものであること。

三 幅が金型の幅の二分の一（金型の幅が二百ミリメートル以上のプレス機械に使用するものにあつては、百ミリメートル）以上、かつ、高さかストローク長さ、ストローク長さか三百ミリメートルを超えるプレス機械に使用するものにあつては、三百ミリメートル以上の防護板が手払い棒に取り付けられているものであること。

四 手払い棒の振幅は、金型の幅以上であること。

五 次の事項が表示されているものであること。

イ 製造番号

ロ 製造者名

ハ 製造年月

ニ 安全装置の種類

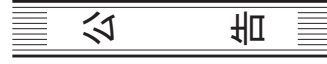
ホ 使用できるプレス機械の種類、圧力能力、ストローク長さ、毎分ストローク数及び金型の大きさの範囲

ク 手払い棒の最大振り幅（単位 ミリメートル）

附 則

1 この告示は、平成二十三年七月一日から適用する。

2 この告示の適用の日において、現に製造しているプレス等の安全装置若しくは現に存するプレス等の安全装置又は現に労働安全衛生法第四十四条の二第一項の規定による検定若しくは同法第四十四条の二第二項の規定による型式検定に合格している型式のプレス等の安全装置（当該型式に係る型式検定合格証の有効期間内に製造し、又は輸入するものに限る。）の規格については、なお従前の例による。



諸 事 項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成22年(フ)第518号

沖縄県那覇市首里当蔵町2丁目8番地1

債務者 宮里 伸代

- 1 決定年月日時 平成22年12月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 阿波連 光
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成23年2月3日午後2時30分
5 免責意見申述期間 平成23年2月18日まで
那覇地方裁判所民事第3部

平成22年(フ)第695号

和歌山市木ノ本159番地 メゾンM1203

債務者 浅岡 良信

- 1 決定年月日時 平成22年12月22日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長岡健太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成23年2月28日午前11時5分
5 免責意見申述期間 平成23年2月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成22年(フ)第397号

新潟市南区和泉315番地4 アサヒ荘102

債務者 渋谷 実

- 1 決定年月日時 平成22年12月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 犬飼 善和
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成23年3月18日午前11時
5 免責意見申述期間 平成23年2月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成22年(フ)第475号

沖縄県那覇市小祿4丁目15番地8 ヴィラサン

リットII301

債務者 今村 展大

- 1 決定年月日時 平成22年12月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 照屋 兼一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成23年2月23日午後1時30分
5 免責意見申述期間 平成23年2月16日まで
那覇地方裁判所民事第3部
平成22年(フ)第512号

大阪府交野市倉治2丁目20番18号、住民票上の住所沖縄県那覇市宇国場1186番地5 さかりマンションB-302

債務者 城間 晃

- 1 決定年月日時 平成22年12月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 照屋 兼一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成23年2月23日午後2時
5 免責意見申述期間 平成23年2月16日まで
那覇地方裁判所民事第3部
平成22年(フ)第251号

青森県八戸市大字湊町字新井田道4番地 村本アパート3号室、前住所青森県八戸市江陽1丁目7番19号

債務者 佐藤 恵一

- 1 決定年月日時 平成22年12月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 浅石 紘爾
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成23年3月1日午後2時30分
5 免責意見申述期間 平成23年2月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成22年(フ)第1856号

仙台市宮城野区福室5丁目23番8-304号

債務者 鈴木 淳子

- 1 決定年月日時 平成22年12月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上林 佑
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 平成23年3月24日午前11時30分
5 免責意見申述期間 平成23年2月21日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係